

《参考》

◎協働とは

1. 市民協働等

「市民協働」とは、市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などの様々な主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組むことをいいます。

例えば、「〇〇川をきれいにしたい。」という課題解決に向けて、ボランティア団体と市民がゴミを拾ったり、雑草の除去を行ったりするなどの活動が考えられます。また、市とNPOが一緒になって「〇〇川環境保全」のための市民フォーラムの開催なども考えられます。

「市民協働」は、公共の利益に資する目的をもって取り組むという前提はあるものの、そこに係る主体の立場や考え方も様々であるため、取り組む方法も違ってきます。

また、「新しい公共」という考え方が徐々に浸透しつつありますが、「新しい公共」とは、市民サービスが、これまで行政の管理下において提供されてきた中で、市だけではなく、市民やNPO・ボランティア団体等が公共サービスの提供する側に回るといった考え方をいいます。

2. 協働のかたち

「協働」とは、お互いをパートナーとして手を取りあうこと。

様々な立場の人々が、お互いに尊重し協力して、豊かで住みよい地域社会をつくる — そんな取り組みが全国で行われています。

中でも最近は特に、行政に比べて小回りが利き、機動性に勝る自治会・町内会、ボランティア団体、NPO等が、地域の課題解決に向け、自らその解決策に取り組んでいく。場合によっては、行政と相互に補完し、協力し合いながら地域の課題に取り組んでいく手法が注目されています。（地域の課題は地域で解決する。）

(1) 協働のいろいろなかたち

「協働」とひとことでいっても、そのスタイルにはいろいろあります。

「共催」、「実行委員会・協議会」、「委託」、「補助」、「後援」、「情報提供・情報交換」など…。

かたちはいろいろでも、お互いの得意分野を活かして、目的のために一緒に

取り組むのは同じです。どのような役割分担をするかによって、取り組み方は様々です。

(2) 協働のいろいろな担い手

市民、市民公益活動団体、民間企業や観光協会・商店街などの民間組織、自治会などの地域組織、周辺市町村、国・県、地元の市役所など…。

「公共の利益に資するまちづくり活動」という目的をひとつに、ともに働く関係であれば、組み合わせは何通りも考えられます。（複数の市民公益活動団体と民間企業、自治会と市民公益活動団体と市、市民公益活動団体と商店街など。）

(3) 協働の原則

例えば、勝負の世界では相手とは必ず「勝ち・負け」といった関係となったり、やりとりの中で、自分にはメリットでも、相手にとってはデメリットであったり……そんな関係にならないことが、協働の成功の秘訣です。

様々な人々が協力して、豊かで住みよい地域社会づくりを進めていくためには、お互いが「一緒にやってよかった。」「これからも一緒にやっていきたい。」と思える、また相手に思ってもらえるよう、それぞれの立場をよく理解し、尊重しあう関係であることが大切です。

「市役所に対して、要望等により、税金を投入して何か事業をやらせる。」
—このようなことは従来型の行政運営と変わりません。

地域の課題はまず自分たちが課題を共有し、どうすれば、あるいは何をすれば、地域課題が解決して行くのか実際にやってみる、動いてみるのが重要です。

(4) 他団体の事例

- ・ 地域団体等が市から親水公園等の管理を委託され、公園の管理だけにとどまらず、地域に親しまれる公園づくりの推進
- ・ NPOが各世帯から排出される生ごみを回収し、生ごみ処理施設で発酵分解して生ごみの減量と堆肥化を図るモデル事業
- ・ NPO法人が総合的な学習の時間および学校週5日制の実施に伴う事業がスムーズに実施できるよう、公立小中学校に協力者をコーディネートする学校教育コーディネーター事業
- ・ 商業高校生によるパソコンボランティアやIT講習会を行う事業
- ・ 地域住民（学校の児童を含む）、NPO、行政、周辺市町村など、多様な主体が水質浄化、生態系の改善・維持活動（クリーンキャンペーン等）へ多数 参

加して行う河川浄化活動

- ・家庭内暴力（DV）の被害者のための避難所にて、IT企業がパソコンとソフトを提供し、表計算などの指導、化粧品販売員がボランティアで余ったサンプルなどを用いて化粧法の指導、服飾関係企業が衣類の寄付と模擬面接の実施を行い、就職へのお手伝いをする事業
- ・商業高校生が市内の商店街を取材し、店舗紹介ホームページを作成する事業
- ・各地区に地区担当者（職員）を配置し、懇談会等に参加することにより、様々な地域課題を共有・認識
- ・NPOなどが提案してきた事業内容を審査し、活動費の一部を助成、また、NPOなどの組織立ち上げ費用助成（1%補助等）
- ・行政内に事務組織を新たに設置、市民活動のための拠点（場所）の設置（管理運営はNPO法人等に委ねる。）
- ・商店街のシャッター化した店舗を活用し、大学生などが地域の活性化につながる店舗展開

3. 本市の取り組み

八街市は、本格的な少子高齢化、人口減少期を迎えております。また、市税等自主財源の確保は収納率の低迷などにより厳しい状況が続いており、このことから市の財政状況は非常に厳しい状況にあります。これまで市単独施策として行われてきた各種サービス事業についても継続していくことが限界となりつつあります。

本市では、他の市町村と比較すると、NPO法人やボランティア団体などは決して多いとは言えず、地域活動の主体であります区への加入者は減少傾向にあり、担い手不足などの問題が生じています。

このような中、地域を活性化させ、市民自らが問題意識を持ち、情報の共有を図りつつ、行政主体の取り組みだけによらない、市民活動の活性化により、問題を解決していく新たな仕組み・取り組みが求められています。

本市では協働のまちづくりを推進するため、平成22年度に八街市協働のまちづくり職員研究会を立ち上げ、調査・研究を行ってまいりました。平成22年度には、「市民と行政との協働のまちづくり実態調査」を行い、本市において既に行われている協働と思われる事業の洗い出しを行いました。また、平成23年度以降につきましては、各地区のご協力をいただき「自治会（区）等実態調査」を行ってきました。

また、市民や市職員への啓発事業の一環として、市民講演会、市民講座、市民懇談会、職員研修会などを開催してきました。昨年度においては、10月6日（日）に（財）自治総合センターとの共催、総務省の後援、千葉県や近隣市

町の協力をいただき「協働のまちづくりシンポジウム in やちまた」を開催しました。

市民活動の活性化策を含め、本市における協働の仕組みを検討するための取り組みとして、市職員、市民の皆様から構成する「八街市協働のまちづくり検討会」を平成25年12月に設置しました。

この検討会においては、協働の指針・コンセプト（思考や考え方）のあり方などについて調査・検討を行ってまいります。

検討会の人数には、八街市協働のまちづくり職員研究会のメンバー24名が含まれ、市民が17名（各種団体等の推薦の方が10名、公募の方が7名）を含めると41名と大所帯であることから、全体会議だけではなく、複数の分科会を設置して、テーマごとの調査・検討活動を行ってまいります。

なお、この検討会が終了した後の平成27年度以降の体制は、新たに各種団体等の長などを構成員とする協議会組織を設置し、検討会において提案された指針（案）により、本市における指針の決定、また、条例づくりを進めていく予定です。